



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害保健福祉課）… 3
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害保健福祉課）… 34
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害保健福祉課）… 54
- 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害保健福祉課）… 127
- 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（障害保健福祉課）… 150
- 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（障害保健福祉課）… 176
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（障害保健福祉課）… 192
- 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課）… 194
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例（健康増進課）… 194

## 公布された条例のあらまし

- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第27号）
  - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
  - 3 指定障害児通所支援事業者等の一般原則について定めることとした。（第3条）
  - 4 指定に係る申請者の要件について定めることとした。（第4条）
  - 5 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第5条から第92条まで）
  - 6 規則への委任について定めることとした。（第93条）
  - 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第28号）
  - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
  - 3 指定障害児入所施設等の一般原則について定めることとした。（第3条）
  - 4 指定に係る申請者の要件について定めることとした。（第4条）
  - 5 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第5条から第58条まで）
  - 6 規則への委任について定めることとした。（第59条）
  - 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第29号）
  - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
  - 3 指定障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。（第3条）
  - 4 指定に係る申請者の要件について定めることとした。（第4条）
  - 5 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第5条から第

210条まで)

- 6 規則への委任について定めることとした。(第211条)
- 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第30号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 指定障害者支援施設の一般原則について定めることとした。(第3条)
- 4 指定に係る申請者の要件について定めることとした。(第4条)
- 5 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第5条から第61条まで)
- 6 規則への委任について定めることとした。(第62条)
- 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第31号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。(第3条)
- 4 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第89条まで)
- 6 規則への委任について定めることとした。(第90条)
- 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第32号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 障害者支援施設の一般原則について定めることとした。(第3条)
- 4 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第4条から第45条まで)
- 5 規則への委任について定めることとした。(第46条)
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第33号)

- 1 次に掲げる条例について、障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の改正に伴う規定の整理を行うこととした。
  - ア 沖縄県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第10号) <第1条及び第2条>
  - イ 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年沖縄県条例第15号) <第3条>
  - ウ 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年沖縄県条例第15号) <第4条>
  - エ 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成24年沖縄県条例第24号) <第5条>
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行することとした。 <附則>

○ 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例(条例第35号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)の組織について定めることとした。(第2条)
- 3 本部の会議について定めることとした。(第3条)
- 4 本部の部について定めることとした。(第4条)

- 5 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとした。(第5条)
- 6 この条例は、この条例の公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第27号

### 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### 目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条—第9条)

第3節 設備に関する基準(第10条・第11条)

第4節 運営に関する基準(第12条—第55条)

第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条—第61条)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

第2節 人員に関する基準(第63条・第64条)

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準(第66条—第71条)

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第72条）

第2節 人員に関する基準（第73条・第74条）

第3節 設備に関する基準（第75条）

第4節 運営に関する基準（第76条—第78条）

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）

## 第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第82条）

第2節 人員に関する基準（第83条・第84条）

第3節 設備に関する基準（第85条）

第4節 運営に関する基準（第86条—第89条）

## 第6章 多機能型事業所に関する特例（第90条—第92条）

## 第7章 雑則（第93条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給

された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において定める用語の意義は法において使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

**第3条** 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、

県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定に係る申請者の要件）

**第4条** 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われているものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

## 第2章 児童発達支援

### 第1節 基本方針

（基本方針）

**第5条** 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第6条** 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 看護師
- (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士
- (4) 機能訓練担当職員
- (5) 児童発達支援管理責任者

**第7条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員及び保育士
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 言語聴覚士
- (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 看護師

(2) 機能訓練担当職員

5 前各項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

**第8条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第9条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第10条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第11条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を規則

で定める基準により設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

**第12条** 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第13条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第14条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載

しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

**第15条** 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第16条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第17条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第18条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

**第19条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該通所給付決定保護者に対し、金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項

から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

**第24条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

**第25条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第26条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護

者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

**第27条** 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

**第28条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びそ

の達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

**第29条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（相談及び援助）

**第30条** 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等

の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

**第31条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

**第32条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第33条** 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

ない。

(健康管理)

**第34条** 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第35条** 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第36条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

**第37条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第38条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

**第39条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第40条** 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第41条** 指定児童発達支援事業者は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他指定児童発達支援事業所の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び

連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第42条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第43条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

(掲示)

**第44条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第45条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

**第46条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第47条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第48条** 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第49条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用する障害児について、その障害の特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

(利益供与等の禁止)

**第50条** 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従

業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

**第51条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第52条** 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第53条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第54条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第55条** 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

#### 第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第56条** 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かななければならない。

(1) 指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

(設備)

**第57条** 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

**第58条** 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

**第59条** 第5条、第8条及び前節(第12条、第24条第2項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

**第60条** 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

**第61条** 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第23号)第

100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 医療型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第62条** 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第63条** 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員

- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(準用)

**第64条** 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第65条** 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
  - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
  - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所に階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにすること。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

**第66条** 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

**第67条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものと

する。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
  - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
  - 4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
  - 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

**第68条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

**第69条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

## (運営規程)

**第70条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

## (準用)

**第71条** 第13条から第23条まで、第25条、第27条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第49条（第2項を除く。）、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

**第4章 放課後等デイサービス****第1節 基本方針**

## (基本方針)

**第72条** 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下この章において「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第73条** 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

（準用）

**第74条** 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備）

**第75条** 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

（利用定員）

**第76条** 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

**第77条** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

**第78条** 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において読み替えて準用する第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第78条において読み替えて準用する第70条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第77条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」

と読み替えるものとする。

## 第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第79条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 指導員又は保育士
- (2) 児童発達支援管理責任者

(設備)

**第80条** 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第81条** 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条、第61条、第70条、第72条、第76条及び第77条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

## 第5章 保育所等訪問支援

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第82条** 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよ

う、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第83条** 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 訪問支援員
- (2) 児童発達支援管理責任者

(準用)

**第84条** 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第83条第1号に掲げる訪問支援員及び同条第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

## 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第85条** 指定保育所等訪問支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

**第86条** 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

**第87条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給

付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

**第88条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(準用)

**第89条** 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第88条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第87条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

## 第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

**第90条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項及び第2項、第7条、第63条、第73条並びに第83条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条第1項から第4項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(設備に関する特例)

**第91条** 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

**第92条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事

業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であって規則で定めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは「10人」とする。

## 第7章 雑則

（規則への委任）

**第93条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま

での間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により同法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第73条第1項第2号及び第2項の規定は適用せず、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第28号

## 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定福祉型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条）

第2節 設備に関する基準（第6条）

第3節 運営に関する基準（第7条—第52条）

第3章 指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第53条）

第2節 設備に関する基準（第54条）

第3節 運営に関する基準（第55条—第58条）

第4章 雑則（第59条）

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (5) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

**第3条** 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定に係る申請者の要件)

**第4条** 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

## 第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第5条** 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設に

あつては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医
  - (2) 看護師
  - (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士
  - (4) 栄養士
  - (5) 調理員
  - (6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第2節 設備に関する基準

（設備）

- 第6条** 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならぬ

い。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）
  - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
  - (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
  - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第1項の居室の基準は、規則で定める。
- 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設において階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにしなければならない。
- 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第7条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第35条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当

該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

- 第8条** 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

- 第9条** 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

- 第10条** 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

- 第11条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

- 第12条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

- 第13条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等

の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

**第14条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第15条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第16条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第17条** 指定福祉型障害児入所施設は、金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、入所給付決定保護者に当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該入所給付決定保護者に対し、金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

**第18条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護

者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

**第19条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

**第20条** 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第18条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対し

て交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

**第21条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

**第22条** 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案に

ついて意見を求めるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

**第23条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（検討等）

**第24条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

**第25条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるととも

に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

**第26条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

**第27条** 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第28条** 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決

定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

**第29条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第30条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

**第31条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第32条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

**第33条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

## (管理者による管理等)

**第34条** 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

## (運営規程)

**第35条** 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第41条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 主として入所させる障害児の障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

## (勤務体制の確保等)

**第36条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保

しなければならない。

(定員の遵守)

**第37条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第38条** 指定福祉型障害児入所施設は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他当該指定福祉型障害児入所施設の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第39条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

**第40条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

**第41条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第42条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

**第43条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第44条** 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第45条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等

に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第46条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を利用する障害児について、その障害の特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

(利益供与等の禁止)

**第47条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

**第48条** 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類

その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第49条** 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第50条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第51条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第52条** 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

#### 第1節 人員に関する基準

## (従業者の配置の基準)

**第53条** 指定医療型障害児入所施設は、規則で定める基準により次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者
  - (2) 児童指導員及び保育士
  - (3) 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
  - (4) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
  - (5) 児童発達支援管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援及び療養介護を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**第2節 設備に関する基準**

## (設備)

**第54条** 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備
  - (2) 訓練室及び浴室
- 2 指定医療型障害児入所施設には、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第

2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
  - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設に階段を設ける場合にあっては、その傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援及び療養介護を同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準条例第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第55条** 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
  - (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に

係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定医療型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

**第56条** 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

**第57条** 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定医療型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

**第58条** 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条（第2項を除く。）、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

**第59条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第29号

**沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）

第3章 療養介護

第1節 基本方針（第50条）

第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）

第3節 設備に関する基準（第53条）

第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）

第4章 生活介護

第1節 基本方針（第79条）

第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）

第3節 設備に関する基準（第83条）

第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）

#### 第5章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3節 設備に関する基準（第102条）

第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

#### 第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）

第3節 設備に関する基準（第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）

#### 第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条—第141条）

#### 第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第142条）

第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）

第3節 設備に関する基準（第145条）

第4節 運営に関する基準（第146条—第149条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）

#### 第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針（第152条）

第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）

第3節 設備に関する基準（第155条）

第4節 運営に関する基準（第156条—第159条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）

## 第10章 就労移行支援

第1節 基本方針（第162条）

第2節 人員に関する基準（第163条—第165条）

第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）

第4節 運営に関する基準（第168条—第172条）

## 第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針（第173条）

第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）

第3節 設備に関する基準（第176条）

第4節 運営に関する基準（第177条—第185条）

## 第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針（第186条）

第2節 人員に関する基準（第187条）

第3節 設備に関する基準（第188条）

第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条—第194条）

## 第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）

## 第14章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

## 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）

## 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条—第210条）

## 第17章 雑則（第211条）

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- (4) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害

福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(5) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

**第3条** 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定に係る申請者の要件）

**第4条** 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係

る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

## 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第6条** 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）に、従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）を規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうちから規則で定める基準に従いサービス提供責任者を置かなければならない。

(管理者)

**第7条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

**第8条** 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

(設備及び備品等)

**第9条** 指定居宅介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(内容及び手続の説明及び同意)

**第10条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行

い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

**第11条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

**第12条** 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

**第13条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第14条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

**第15条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示

する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

**第16条** 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第17条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第18条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第19条** 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第20条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指

定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第21条** 指定居宅介護事業者は、金銭の使途が直接指定居宅介護を提供する支給決定障害者等の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合には、当該支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

**第22条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第23条** 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額

(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

**第24条** 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

**第25条** 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

**第26条** 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

**第27条** サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

**第28条** 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

**第29条** 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

**第30条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

**第31条** 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

## (運営規程)

**第32条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

## (介護等の総合的な提供)

**第33条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

## (勤務体制の確保等)

**第34条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

## (衛生管理等)

**第35条** 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第36条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第37条** 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第38条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用する者について、その障害の特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

(利益供与等の禁止)

**第39条** 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

## (苦情への対応)

**第40条** 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

## (事故発生時の対応)

**第41条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生し

た場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第42条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第43条** 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

**第44条** 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

- 2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において読み替えて準用する第32条」と、第21条

第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

**第45条** 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）に、規則で定める員数の従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

**第46条** 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

**第47条** 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

**第48条** 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居

宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

- (2) 当該居宅介護が第45条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第1項において読み替えて準用する第27条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

**第49条** 第5条第1項及び前節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに前節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは

「第49条第2項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第1項第2号中「第45条第2項」とあるのは「次条第2項において準用する第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3章 療養介護

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第50条** 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第51条** 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

2 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定

障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 3 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

**第52条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第53条** 指定療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第54条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

**第54条** 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

**第55条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

**第56条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

**第57条** 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が

提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

**第58条** 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第56条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

**第59条** 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

**第60条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当

- させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
  - 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
  - 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
  - 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
  - 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
  - 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
  - 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わな

ればならない。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(相談及び援助)

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第64条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家

族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第66条** 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第67条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第68条** 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第69条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第70条** 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第71条** 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第72条** 指定療養介護事業者は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他指定療養介護事業所の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第73条** 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

**第74条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概

要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第75条** 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第76条** 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

**第77条** 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

**第78条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条（第2項を除く。）及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

## 第4章 生活介護

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第79条** 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第80条** 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）  
、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第81条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

**第82条** 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第83条** 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用者負担額等の受領)

**第84条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

##### (介護)

**第85条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

##### (生産活動)

**第86条** 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

**第87条** 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

**第88条** 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第89条** 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第90条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

**第91条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(衛生管理等)

**第92条** 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (協力医療機関)

**第93条** 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

## (掲示)

**第94条** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

## (準用)

**第95条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

**第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

## (基準該当生活介護の基準)

**第96条** 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定

する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積について、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第97条** 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(準用)

**第98条** 第84条第2項から第5項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

## 第5章 短期入所

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第99条** 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入

浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第100条** 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所は、規則で定める基準により従業者を置かなければならない。

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）は、規則で定める基準により従業者を置かなければならない。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）は、生活支援員を規則で定める基準により置かなければならない。

(準用)

**第101条** 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

**第102条** 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならぬ。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

**第103条** 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

**第104条** 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第105条** 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 指定短期入所事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用

に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

- 5 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

**第106条** 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

**第107条** 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

**第108条** 指定短期入所事業者は、次に掲げる（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。）事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(定員の遵守)

**第109条** 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第125条に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  
(準用)

**第110条** 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第111条** 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合において、当該宿泊室の面積について、規則で定める基準を満たすこと。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第112条** 第105条第2項から第5項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

## 第6章 重度障害者等包括支援

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第113条** 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第114条** 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第196条に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を規則で定める基準により置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものでなければならない。

（準用）

**第115条** 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

（準用）

**第116条** 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

（実施主体）

**第117条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

**第118条** 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制

を有していなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

**第119条** 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）又は沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号）に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

**第120条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう

に説明を行わなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

**第121条** サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

**第122条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

(4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 事業の主たる対象とする利用者
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (準用)

**第123条** 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

## 第7章 共同生活介護

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第124条** 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第125条** 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(管理者)

**第126条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

#### (設備)

**第127条** 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、規則に定める基準により居室を設けるほか、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとする。

### 第4節 運営に関する基準

#### (入退居)

**第128条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生

活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

**第129条** 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第130条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第131条** 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活

介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

**第132条** 指定共同生活介護事業者は、第141条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常に

その改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第133条** サービス管理責任者は、第141条において読み替えて準用する第60条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(介護及び家事等)

**第134条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第135条** 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第136条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第137条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるように、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

**第138条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第139条** 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

**第140条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

**第141条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

## 第8章 自立訓練（機能訓練）

### 第1節 基本方針

（基本方針）

**第142条** 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

**第143条** 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業

所」という。)に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(準用)

**第144条** 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

**第145条** 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

**第146条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を

行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

**第147条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

**第148条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第149条** 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

**第150条** 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積について、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定通所介護事業所の従業員の員数について、規則で定める基準を満たすこと。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第151条** 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

## 第9章 自立訓練（生活訓練）

### 第1節 基本方針

（基本方針）

**第152条** 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第153条** 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活支援員
- (2) 地域移行支援員（指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）
- (3) サービス管理責任者

(準用)

**第154条** 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第155条** 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

2 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

**第156条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第157条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

## (記録の整備)

**第158条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

## (準用)

**第159条** 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

**第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

## (基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

**第160条** 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生

活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積について、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数について、規則で定める基準を満たすこと。
- (4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

**第161条** 第146条第2項から第5項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

## 第10章 就労移行支援

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第162条** 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第163条** 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) 就労支援員

## (3) サービス管理責任者

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

**第164条** 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(2) サービス管理責任者

(準用)

**第165条** 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第81条の規定は、適用しない。

**第3節 設備に関する基準**

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

**第166条** 次条において準用する第83条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

**第167条** 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

**第4節 運営に関する基準**

(実習の実施)

**第168条** 指定就労移行支援事業者は、利用者が第172条において読み替えて準用する第60条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同

じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第169条** 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第170条** 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第171条** 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(準用)

**第172条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前

条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

## 第11章 就労継続支援A型

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第173条** 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第174条** 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者

(準用)

**第175条** 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第176条** 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

- 2 前項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (実施主体)

**第177条** 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

##### (雇用契約の締結等)

**第178条** 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

##### (就労)

**第179条** 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

##### (賃金及び工賃)

**第180条** 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項に規定する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第2項の規定により雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

**第181条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において読み替えて準用する第60条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第182条** 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第183条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

**第184条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)

**第185条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第12章 就労継続支援B型

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第186条** 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(準用)

**第187条** 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

**第3節 設備に関する基準**

(準用)

**第188条** 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。**第4節 運営に関する基準**

(工賃の支払等)

**第189条** 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

**第190条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは

「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

**第191条** 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下この条において「基準」という。）第25条に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

**第192条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(工賃の支払)

**第193条** 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

**第194条** 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第13章 共同生活援助

### 第1節 基本方針

(基本方針)

**第195条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営む

ことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

**第196条** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) サービス管理責任者

(準用)

**第197条** 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

(準用)

**第198条** 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

(家事等)

**第199条** 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第200条** 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助

事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第201条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

#### 第14章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の特例)

**第202条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、当該多機能型事業所に規則で定める基準により従業者を置くことができる。

- 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定

放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、サービス管理責任者を規則で定める基準により置くことができる。

(設備の特例)

**第203条** 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

#### 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の配置の特例)

**第204条** 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者の配置の基準は、規則で定める。

(設備及び定員の遵守に関する特例)

**第205条** 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条(第198条において準用する場合を含む。)及び第139条(第201条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

#### 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

**第206条** 離島その他の地域のうち規則で定めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基

準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

(従業者の配置の基準)

**第207条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 医師（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
- (2) 看護職員（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- (3) 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- (4) 生活支援員
- (5) 職業指導員（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
- (6) サービス管理責任者

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(管理者)

**第208条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

**第209条** 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

**第210条** 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2

項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において読み替えて準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項並びに第210条第4項において読み替えて準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において読み替えて準用する前条」と、第94条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるの

は「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項及び第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第142条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第

2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

- 5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

## 第17章 雑則

（規則への委任）

第211条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（地域移行型ホームの特例）

- 2 平成24年4月1日前から引き続き障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次項において「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第7条第1項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護等の事業を行う場合に限り、指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

- 3 指定障害福祉サービス基準附則第7条第1項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等について第127条第2項から第7項まで（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第127条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間）

- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針）

- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等）

- 6 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第141条又は第201条において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行型ホームに係る協議の場の設置）

- 7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域

への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

8 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

9 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

（精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

10 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設又は同項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合において

は、当分の間、第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。

(身体障害者療護施設等に関する経過措置)

- 11 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第53条第1項、第83条第1項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。）、第155条第1項又は第176条第1項（第188条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

---

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

## 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条—第8条）

第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）

第3節 運営に関する基準（第11条—第61条）

第3章 雑則（第62条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- (3) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現

に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

- (4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (5) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
- (6) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の一般原則）

**第3条** 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定に係る申請者の要件）

**第4条** 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

## 第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

### 第1節 人員に関する基準

## (従業者の配置の基準)

**第5条** 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第1号イ又は第2号アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

## (1) 生活介護を行う場合

ア 医師

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ウ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

## (2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ サービス管理責任者

## (3) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

## (4) 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）

ア 職業指導員及び生活支援員

イ 就労支援員

ウ サービス管理責任者

## (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(6) 就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

（従業者の配置に関する特例）

**第6条** 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス及び指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1号及び第7号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準）

**第7条** 指定障害者支援施設は、複数の昼間実施サービスを行う場合は、規則で定める基準により従業者を置かなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第8条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

### (設備)

**第9条** 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合においては、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

### (設備に関する特例)

**第10条** 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合については、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第3節 運営に関する基準

### (内容及び手続の説明及び同意)

**第11条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第46条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

### (契約支給量の報告等)

**第12条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

**第13条** 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

**第14条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第15条** 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）

等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練

（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認め

た場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練

（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条に規定する指定自立

訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第163条に規定

する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

**第16条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定を受けたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

**第17条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第18条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第19条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第20条** 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第21条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第22条** 指定障害者支援施設は、金銭の使途が直接施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に直接当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該支給決定障害者に対し、金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

**第23条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際

は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定障害者支援施設は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第24条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他

の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

**第25条** 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第23条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第26条** 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第27条** 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合にお

- いて、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
  - 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
  - 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
  - 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
  - 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
  - 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
  - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

## (サービス管理責任者の責務)

**第28条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

## (相談等)

**第29条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

## (介護)

**第30条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (訓練)

**第31条** 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

**第32条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備じんの設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

**第33条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平

均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。

- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

**第34条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第35条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第36条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が

就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

**第37条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(食事)

**第38条** 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第39条** 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

**第40条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第41条** 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

**第42条** 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第43条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

**第44条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

**第45条** 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第46条** 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する施設障害福祉サービスの種類

(3) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

(5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

(6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第47条** 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供でき

るよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第48条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第49条** 指定障害者支援施設は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他当該指定障害者支援施設の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

**第50条** 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

**第51条** 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害者支援施設と

の間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第52条** 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第53条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第54条** 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

**第55条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合において

は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

- 3 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用する者について、その障害の特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。

(利益供与等の禁止)

**第56条** 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

**第57条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項

の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第58条** 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第59条** 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

**第60条** 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第61条** 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関し、規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければ

ばならない。

### 第3章 雑則

(規則への委任)

**第62条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定に

よる改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

## 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 療養介護（第4条—第32条）
- 第3章 生活介護（第33条—第50条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条—第55条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）
- 第6章 就労移行支援（第61条—第69条）
- 第7章 就労継続支援A型（第70条—第84条）
- 第8章 就労継続支援B型（第85条—第87条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第88条・第89条）

## 第10章 雑則（第90条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

##### （障害福祉サービス事業者の一般原則）

**第3条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）

(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 療養介護

(基本方針)

**第4条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第5条** 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第6条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

**第7条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員

- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第8条** 療養介護事業者は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他療養介護事業所の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第9条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(規模)

**第10条** 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

**第11条** 療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

**第12条** 療養介護事業者は、療養介護事業所に、次に掲げる職員を規則で定める基準によ

り置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 医師
- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）
- (4) 生活支援員
- (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

（心身の状況等の把握）

**第13条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

**第14条** 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

**第15条** 療養介護事業者は、金銭の使途が直接療養介護を提供する利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当である場合には、当該利用者に対して金銭の支払を求めることができる。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（療養介護の取扱方針）

**第16条** 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が画一的なも

のとならないよう配慮しなければならない。

- 2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

**第17条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者

に交付しなければならない。

- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

**第18条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（相談及び援助）

**第19条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

**第20条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

**第21条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その

他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

- 5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

**第22条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第23条** 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

**第24条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第25条** 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第26条** 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第27条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第28条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第29条** 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情への対応)

**第30条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第31条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第32条** 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

### 第3章 生活介護

(基本方針)

**第33条** 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第34条** 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第35条** 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第36条** 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(規模)

**第37条** 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって規則で定めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

**第38条** 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

**第39条** 生活介護事業者は、生活介護事業所に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 医師

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）  
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(4) サービス管理責任者

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第40条** 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第41条** 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

**第42条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第43条** 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

**第44条** 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

**第45条** 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

**第46条** 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

**第47条** 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

**第48条** 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第49条** 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

(準用)

**第50条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

**第51条** 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む

ことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

**第52条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(訓練)

**第53条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

**第54条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期

間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第55条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第5章 自立訓練（生活訓練）

(基本方針)

**第56条** 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

**第57条** 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって規則で定めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書に規定する規則で定める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

**第58条** 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、規則で定める基準により居室及び浴室を備えるものとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（職員の配置の基準）

**第59条** 自立訓練（生活訓練）事業者は、自立訓練（生活訓練）事業所に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 生活支援員

(3) 地域移行支援員（宿泊型自立訓練を行う場合に限る。）

(4) サービス管理責任者

（準用）

**第60条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

## 第6章 就労移行支援

（基本方針）

**第61条** 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

**第62条** 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

**第63条** 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) 就労支援員
- (4) サービス管理責任者

(認定就労移行支援事業所の職員の配置の基準)

**第64条** 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所は、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(実習の実施)

**第65条** 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において読み替えて準用する第17条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第66条** 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第67条** 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第68条** 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(準用)

**第69条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

**第70条** 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第71条** 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

**第72条** 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。

- 3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員に100分の50を乗じて得た数又は9のいずれか少ない数を超えてはならない。

(設備の基準)

**第73条** 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

**第74条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 職業指導員及び生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第75条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該

主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(実施主体)

**第76条** 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

**第77条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

**第78条** 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

**第79条** 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項に規定する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月

あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

**第80条** 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において読み替えて準用する第17条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第81条** 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第82条** 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

**第83条** 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

**第84条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第

32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第8章 就労継続支援B型

### (基本方針)

**第85条** 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### (工賃の支払等)

**第86条** 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

### (準用)

**第87条** 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条に

において読み替えて準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第9章 多機能型に関する特例

### (規模に関する特例)

**第88条** 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 離島その他の地域であつて規則で定めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

（設備の特例）

**第89条** 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

## 第10章 雑則

（規則への委任）

**第90条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（身体障害者療護施設等に関する経過措置）

- 2 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは第31条に規定する身体障害者授産施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは第21条の7に規定する知的障害者授産施設（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第1項、第38条第1項（第55条及び第69条において準用する場合を含む。）、第58条第1項又は第73条第1項（第87条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第32号

## 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
  - (2) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の一般原則)

**第3条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

**第4条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める障害者支援施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

## (施設長の資格要件)

**第5条** 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## (運営規程)

**第6条** 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

## (非常災害対策)

**第7条** 障害者支援施設は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他当該障害者支援施設の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、災害ごとの防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

## (記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関し、規則で定める事項について記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

## (規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第2項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

(2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者

支援施設にあっては、10人以上)

(設備の基準)

**第10条** 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

**第11条** 障害者支援施設は、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第2号イ又は第3号アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(1) 施設長

(2) 生活介護を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 医師

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ウ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

(5) 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）にあっては、次に掲げる職員

ア 職業指導員及び生活支援員

イ 就労支援員

ウ サービス管理責任者

(6) 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(7) 就労継続支援B型を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(8) 施設入所支援を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の配置の基準）

**第12条** 障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを行う場合は、規則で定める基準により職員を置かなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第13条** 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第14条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第15条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

**第16条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第17条** 障害者支援施設は、金銭の使途が直接施設障害福祉サービスを提供する利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に当該金銭の支払を求めることが適当である場合には、当該利用者に対し、金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説

明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第18条** 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第19条** 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

**第20条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（相談等）

**第21条** 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の

利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

**第22条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

**第23条** 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第24条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

**第25条** 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

**第26条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

**第27条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

**第28条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

**第29条** 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

（食事）

**第30条** 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第31条** 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

**第32条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

**第33条** 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置

を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

**第34条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第35条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(施設長の責務)

**第36条** 施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第37条** 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第38条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## (衛生管理等)

**第39条** 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (協力医療機関等)

**第40条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

- 2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

## (身体拘束等の禁止)

**第41条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## (秘密保持等)

**第42条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## (苦情への対応)

**第43条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第44条** 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第45条** 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(規則への委任)

**第46条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(多目的室の経過措置)

- 2 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する

る省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第33号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講

## ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

**第2条** 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年沖縄県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次号及び第9号において「障害者総合支援法」という。)」に、同条第8号及び第9号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

**第4条** 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(平成18年沖縄県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(平成24年沖縄県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支

援法」という。)に改める。

第4条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

---

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第34号

### 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第35号

### 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（以下

「本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第5条** この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、この条例の公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---